

追加型証券投資信託

SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株

投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 21 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数（配当込み）（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。以下同じ。）の株式に投資し、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。以下同じ。）している株式のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

①対象株価指数に採用されている銘柄の株式に投資し、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目指します。

②次の場合等において、基準価額の変動率と対象株価指数の変動率の連動性を維持するために必要であると認めたときには、投資信託財産の構成を調整します。

- ・対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- ・対象株価指数における、その採用銘柄の変更又は資本異動等対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ・追加信託又は交換が行われた場合

③投資する株式は、金融商品取引所に上場している銘柄のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案のうえ速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

④上記①にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、対象株価指数に採用されている銘柄の株式に投資を行った場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に対象株価指数又はその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行うことがあります。

⑤投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を第 24 条の範囲内で貸付の指図を行うことがあります。

⑥資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委

託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ④デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りです。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付株式に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ②売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SMT ETF カーボン・エフィシエント日本株
投資信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第20条第1項、第20条第2項及び第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の終値（小数点以下は切り上げます。）を1,000万倍した金額相当額を上限として、委託者が指定する銘柄の有価証券（以下「信託適格有価証券」といいます。）及び金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②前項の信託適格有価証券とは、次の各号の要件の全てを満たす有価証券をいいます。

1. 原則として S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数（配当込み）（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されている又は採用が決定された銘柄の株式であること
2. 原則として株数の比率が、第21条に定める運用の基本方針に沿ったものであること
3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令並びに同法律施行規則に定めるものであること

(追加信託の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、2兆円相当額を限度として、信託適格有価証券及び金銭を追加信託することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第45条第1項、第45条第2項、第45条第3項、第46条第1項、第47条第1項及び第49条第2項の規定により信託を終了させることがあります。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行わ

れます。

(当初の受益者)

第 7 条 この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 13 条に定める取得申込みを受付けた販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）をいいます。以下同じ。）が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券及び金銭の委託者への受渡し又は支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の分割及び再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項の額を投資信託契約締結日の前営業日の S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第 13 条第 2 項及び第 5 項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。

②委託者は、原則として、信託適格有価証券をもって追加信託を行うものとします。ただし、追加信託における信託適格有価証券の追加信託を行う日の前営業日の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。

③この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）

の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条に規定する信託適格有価証券及び金銭について受入れ又は振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

- ②受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券（第 13 条第 2 項及び第 5 項に規定する株式の評価額に相当する金額及び必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れ又は振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

ただし、第 7 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券及び金銭の委託者への受渡し又は支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券及び金銭についての受入れ又は振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条 取得申込者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権について、販売会社に対して、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ（以下「ユニット」といいます。）を単位として、取得申込みを行うものとします。なお、当該取得申込みに係るユニットの評価額が、取得する受益権の評価額（第 3 項の取得に係る一定口数に第 6 項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭をもって支払うものとします。

- ②取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社又はその子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、前項の規定にかかわらず、取得申込みに係るユニットのうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第 6 項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第 1 項の取得申込みに係るユニットに含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額

として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。

- ③販売会社は、その取得申込者に対し、その申込日（第3条の規定に係る取得については投資信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得に係る一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができません。
- ④委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日及び期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行うことができます。
1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日及び銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
 3. 第31条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 5. 前各号のほか、委託者が、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤前項第1号に該当する日（対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日の各々の前営業日を除きます。）において、前項ただし書きにより取得申込みを受け付けるときには、第1項の規定にかかわらず、当該取得申込みに係るユニットのうち、配当落又は権利落対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付ける場合があります。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係るユニットに含まれる当該銘柄の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該銘柄を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑥第3項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき投資信託契約締結日の前営業日におけるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。
- ⑦販売会社は、取得申込時において、当該販売会社が定める手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑧取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものと

します。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑨前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

⑩第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券及び金銭の受渡し又は支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券及び金銭の委託者への受渡し又は支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載又は記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載又は記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者又は登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

⑪前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、又はその他やむを得ない事情があるときは、第3項による受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

②委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止又は売買取引の停止その他の措置にしたがうものとします。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(受益者名簿の作成と名義登録)

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名又は名称、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）又は法人番号（同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ②受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載又は記録された受益権に係る受益者として、その氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者又は収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成及び受益者名簿への名義登録を委託することができます。

- ③受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

- ④前項に規定する名義登録は、第31条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限り、以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限り、以下同じ。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、投資信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

②委託者は、投資信託財産を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 20 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 23 条から第 24 条まで及び第 27 条から第 28 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 23 条から第 24 条まで及び第 27 条から第 28 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認でき

るものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。）及び株価指数オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。）並びに外国金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいい、当該市場を開設するものを含みます。）におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

(株式の貸付の指図、目的及び範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（株式の売却等の指図）

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条 投資信託財産に属する株式について、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②投資信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 12 日から 7 月 11 日まで、及び 7 月 12 日から翌年 1 月 11 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2021 年 6 月 22 日から 2022 年 1 月 11 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定めるこの信託の信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

- 第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金

の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③前各項に定める費用のほか、次に掲げる費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担として投資信託財産中から支弁することができるものとします。

1. 対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料
2. 受益権の上場に係る費用

（信託報酬等の額及び支弁の方法）

第 34 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 11.5 以内の率を乗じて得た額
 2. 第 24 条に規定する株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の 100 分の 50 以内の額
- ②前項の信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。
- ③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第 33 条各項の費用及び当該費用に係る消費税等に相当する金額並びに前条に規定する信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、本項において「諸経費等」といいます。）を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部又は全部を投資信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸経費等及び負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

②毎計算期末に投資信託財産から生じた第 1 号に掲げる利益の合計額は、第 2 号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（収益分配金及び償還金の支払い）

第 36 条 受託者は、計算期間終了日において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

②受託者は、収益分配金及び償還金の支払いについて、第 17 条第 2 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

③償還は、信託終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の投資信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行いま

す。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。

⑤第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

（収益分配金及び償還金の交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金の未払残高があるとき、及び信託終了による償還金については前条第6項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

②受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金及び償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金及び償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については第36条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については第36条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（追加信託金及び受益権と株式の交換の計理処理）

第39条 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

②第41条に定める受益権と株式との交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（交換請求）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求日を交換請求受付日として、交換請求に係る一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象株価指数に連動すると想定する、対象株価指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と投資信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ②委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第 41 条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と投資信託財産に属する株式との交換の指図を行います。
- ③受益者が第 1 項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。なお、第 7 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続き及び第 41 条第 4 項に掲げる交換株式に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第 41 条第 2 項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- ⑤受託者は、第 41 条第 2 項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続き及び第 41 条第 5 項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものとして取り扱います。
- ⑥交換に係る受益権の価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の株式の株数は、交換請求受付日における当該株式の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑦販売会社は、交換時において、当該販売会社が定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑧委託者は、次の各号に定める日には、第 1 項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日及び期間における交換請求については、当該交換請求の受付を行うことができます。
1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日及び権利落日の各々の前営業日から起算して 2 営業日間
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日及び銘柄株数変更実施日の各々 3 営業日前から起算して 4 営業日間
 3. 第 31 条に定める計算期間終了日の 3 営業日前から起算して 3 営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内）
 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間
 5. 前各号のほか、委託者が、第 21 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑨第 1 項の交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその

旨を通知するものとします。

⑩前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

⑪前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第 21 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めるとき、又はその他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による交換請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

⑫前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとします。

(交換の指図等)

第 41 条 委託者は、受益者が交換請求口数の整数倍の振替受益権をもって前条第 1 項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数と、交換に要する受益権の口数(1 口未満の端数があるときは、1 口に切り上げます。)を計算します。

②委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と投資信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行った受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第 6 項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第 6 項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

③前項の規定にかかわらず、前条第 8 項第 1 号に該当する日において、前条第 8 項ただし書きにより交換請求を受け付けるときには、交換請求口数と投資信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。なお、当該株式のうち、配当落又は権利落対象銘柄については、当該銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭により交換する場合があります。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第 6 項の基準価額の計算日における当該銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に前条第 6 項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。

④受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換株式に係る振替の請求を行うものとします。ただし、第 7 条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第 4 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る株式の増加の記載又は記録が

行われ、金銭の交付については委託者の指定する販売会社の営業所等において行われます。

- ⑤委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第 42 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その請求日を買取請求受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 2 営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になったとき

②受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。

③販売会社は、前 2 項の規定により受益権の買取りを行うときは、当該販売会社が定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

④販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止すること及びすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第 1 項から第 3 項の規定を準用します。

(投資信託契約の一部解約)

第 43 条 受益者は、自己に帰属する受益権（第 51 条の規定に基づき受託者が買取りを行った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 44 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 45 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2024 年 6 月 24 日以降に受益権の口数が 15 万口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2. 対象株価指数が廃止された場合

3. 対象株価指数の計算方法の変更等に伴って委託者又は受託者が必要と認めたこの投資信託約款の変更が、第 50 条第 2 項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第 1 号に掲げる事由によりこの投資信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

④委託者は、第 1 項及び第 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

⑤前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥第 4 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑦第 4 項から前項までの規定は、委託者が第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 47 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 48 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、

又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 51 条 第 45 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 52 条 この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2021 年 6 月 22 日

委託者 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

1. 別に定める清算機関

投資信託約款第 7 条に定める「別に定める清算機関」とは、株式会社日本証券クリアリング機構とします。